

# 南砺市企業誘致推進報奨金

## 企業誘致の功労者に報奨金を交付します！

### 【手続きの流れ】

- ①誘致実施者として活動を行おうとする方は、企業誘致実施者認定申請書(様式第1号)を提出し、市から認定を受ける必要があります。
- ②市は内容を審査し、認定を行います(市が既に誘致交渉を行っている場合や、先に他者を誘致実施者として認定している場合は不可)。
- ③誘致実施者は、市への情報提供や市と共同で交渉にあたり、企業誘致に努めていただきます。
- ④企業誘致に成功した場合、誘致対象企業の同意を得たうえで、企業誘致推進報奨金交付申請書(様式第4号)を市に提出していただきます。
- ⑤市から誘致功労者に報奨金を支払います。

対象者	要件	報奨金の額
<b>宅地建物取引業を営む方又は法人</b>  ※ただし以下の方を除きます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・企業立地を行う企業</li><li>・企業立地を行う企業の事業主又は所属する方(その配偶者及び一親等内の親族に当たる方を含む。)</li><li>・国会議員、富山県議会議員、南砺市議会議員、国家公務員、地方公務員の一般職</li><li>・暴力団関係者等</li><li>・業務停止処分、営業停止処分等の処分を受けている方</li><li>・未成年の方</li><li>・その他市長が不相当と認める方</li></ul>	<b>誘致を行った市外企業(※1)が、以下の助成措置の決定を受けること。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・企業立地奨励事業</li><li>・物流業務施設立地奨励事業</li><li>・本社機能施設等移転奨励事業</li></ul> ※1)市外に本社又は主たる事業所を有する企業をいう	<b>左記の助成措置対象経費(※2)の1%(上限3,000万円)</b>  ※2)本社機能施設等移転奨励事業の場合は、事業所移転費及び従業員転居費を除く

申請・問合せ先

南砺市ブランド戦略部商工企業立地課

〒939-1692 南砺市荒木1550 TEL : 0763-23-2018